入学者選抜検定料規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、志學館大学学則第３３条第３項及び志學館大学大学院学則第４３条第３項の規定に基づき、学士課程及び大学院課程に入学又は再入学を志願する者が納入する検定料に関し必要な事項を定める。

（学士課程への入学）

第２条　学士課程に新たに出願する者が納入する検定料は、選抜区分ごとに次の各号に定める金額とする。

(1)　総合型選抜、スポーツ総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、編入学選抜、転入学特別選抜、社会人特別選抜、帰国生徒特別選抜、外国人留学生特別選抜　　30,000 円

(2)　大学入学共通テスト利用選抜　　15,000 円

２　学士課程に再入学に出願する者が納入する検定料は、10,000 円とする。

（大学院課程への入学）

第３条　大学院課程に新たに出願する者が納入する検定料は、30,000 円とする。

２　大学院課程に再入学に出願する者が納入する検定料は、10,000 円とする。

（雑　則）

第４条　この規程に定めるもののほか、検定料に関し必要な事項は、学長が決定する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年２月２５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。